



# ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局  
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タブレット根岸 2F  
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265  
E-mail:[roukyo@union-net.or.jp](mailto:roukyo@union-net.or.jp)  
URL:<http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## 経過

- 2005年2月 2日(水) しごと情報ネットサービス検討会  
10日(木) 音楽家派遣打合せ  
14日(月) 介護ユニオン連絡会  
23日(水) 労働者派遣事業適正運営協力員会議  
24日(木) 企業組合コンピュータユニオン理事会  
25日(金) 労供労組協4役会議  
28日(月) 「建設労働者の送付制度」説明会  
3月 1日(火) しごと情報ネット運営協議会

## 労供労組協第22回総会開催のお知らせ

- 日時： 2005年3月10日、16:00より  
場所： タブレット根岸5F会議室(台東区根岸3-25-6)  
議題： (1) 2004年度経過報告  
(2) 005年度活動方針案  
(3) 2004年度会計報告、会計監査報告  
(4) 2005年度予算案  
(5) 役員改選  
交流会： 18:00より、参加費は2,000円

## 働き方学習会のお知らせ(非正規労働研究会準備会)

第2回働き方学習会を下記の通り開催します。

- 開催日時： 2005年4月5日(火)、18時30分～  
開催場所： タブレット根岸5F会議室(台東区根岸3-25-6)  
内 容： 音楽家の実態  
講 師： 青谷充子(音楽ユニオン)

## 厚生労働省幹部が重大発言

「送出制度の下で就労した場合、倒産・賃金不払いが生じても  
建設業法24条の6は適用されない」

—新設予定の建設労働者送出制度は元請責任追及の道を遮断すること—

2月28日厚生労働省共用会議室で、労供労組協（労働者供給事業労働組合協議会）が主催して、近く審議予定の建設雇用改善法改正案に関する説明と質疑が行われた。

同改正案は、建設業者団体と建設業者が、厚生労働大臣の認定した建設雇用改善計画に基づいて、①業者団体が有料職業紹介事業を行えるようにする、②業者同士が労働者の「送出」事業と「受入」事業（労働者の実質的な建設労働者派遣）を行えるようにする、というもの。

全日建は、質疑の席上、「現行は、労働者の勤める建設業者が倒産するなどして賃金不払いが生じた場合、労働者は建設業法24条の6（下請負人に対する特定建設業者の指導等）に基づき、元請業者に立替払いを請求できるし、国土交通大臣は元請業者に立替払いを勧告できる仕組みを設けているし、実際に労働組合に加入する労働者の多くはそうやって未払い賃金を回収している。ところで、新設される建設労働者送出制度の下では、送出労働者を雇用している送出業者もしくは受入業者が倒産するなどした場合、同法の条項に基づいて送出労働者が受入業者や元請業者に対し不払い賃金の立替払いを要求できるか」と質問した。

これにたいし吉永厚生労働省建設・港湾対策室長は、「送出制度の下ではできない」と明言した。

さらに、「新制度は建設労働者と労働組合の積み重ねてきた権利を否定する意味をもつことになるが、そのような重要な問題点の是非に関して、労働政策審議会の専門部会ではどのような議論がなされたのか。また、国会上程にあたり、自民党労働部会や全建総連にたいしては、そのような権利否定が生じることになる」と説明したうえで承諾を得たのか」と問いただしたところ、吉永室長は、「その点は専門分科会では説明していないし、議論も行っていない。自民党や全建総連にも説明はしていない」と答えた。

なお、送出・受入事業に関しても手数料を取れる余地がある、との発言もあった。

2005年2月28日 全日本建設運輸連帯労働組合、行政交渉速報より

### 予定

2005年3月10日(木)	16:00～	労供労組協第22回総会
	18:00～	交流会
14日(月)	16:00～	音楽家派遣打合せ
19日(土)	15:00～	派遣労働ネットワーク事務局会議
24日(木)	19:00～	企業組合コンピュータユニオン理事会
4月 5日(火)	18:30～	第2回働き方学習会(音楽家の実態)
	9日(土)	14:00～ 派遣労働ネットワーク事務局会議
		15:30～ 派遣労働ネットワーク理事会